



# 「認知症」 のことなら、 良良カフェ にどうぞ！

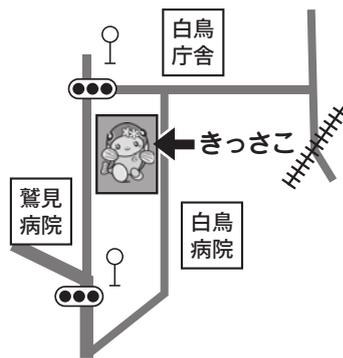


開催日	会場
11月13日(金)	たかす町民センター
12月18日(金)	美並さつき苑
3月17日(水)	西和良公民館
毎月第3月曜日	きっさこ(白鳥町白鳥)

## 今年度の良良カフェの予定

良良カフェとは、「もの忘れが増えてきた」と気になっている人、「認知症の家族の介護はどうやっているの?」と聞いてみたい人、「悩みはないけど認知症について知りたい」など、ちょっと喫茶店に立ち寄るくらいの気軽さで集まり、情報交換できる場所のことです。申し込みや予約は不要で、お茶を飲みながらみなさんの話を聞く、認知症のパンフレットを読むといった参加も歓迎です。カフェには介護体験者や専門職が常駐していますので、相談もできます。認知症は脳の病気によるもので、誰にでも起こります。ご自身やご家族、大切な人のために良良カフェにおこしください。

【良良カフェ参加者の声】  
◎話すことができ、楽になった。他の人はどうやって介護をされているのかが聞けた。  
◎人とお話をする機会が少ないので、集まって話すことができるのがあるがたい。  
◆良良カフェのこと、もの忘れが気になる人は、地域包括支援センター(☎67・0008)までご相談ください。



## 【きっさこ】の会場

【他費時】 午後1時30分〜午後3時30分  
飲み物代100円  
11月の高鷺会場と、3月の西和良会場では、認知症を正しく知ってかわり方を学ぶ「認知症サポーター養成講座」を同時開催します。  
また、白鳥には地域の人が運営する良良カフェ「きっさこ」があり、毎月第3月曜日(午後1時30分〜午後3時)に開催されています。

## ～輝く未来に向かって～ 郡上未来通信 (郡上市雇用対策協議会)

◆知って役立つ労働法 働くときに知っておきたい基本的な知識を身につけておきましょう。

### ●労働条件の明示

労働契約を結ぶときは、会社が労働者に書面等で労働条件をきちんと明示しなければなりません。

### ●賃金

賃金は、現金で、労働者本人に直接、全額残らず、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければなりません。たとえ同意があっても、最低賃金額を下回することは出来ません。

岐阜県の最低賃金  
(令和2年10月1日～)

時間額852円

### 〈問い合わせ先〉

岐阜八幡労働基準監督署  
☎0575-65-2101

### ●労働時間

労働時間は、1週間で40時間(一部の事業は44時間)、1日8時間以内です。

### ●休憩・休日

1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも60分の休憩を与えなければいけません。休日は、毎週少なくとも1回、あるいは4週間を通じて4日以上与えなければなりません。

### ●健康診断

労働者を雇い入れた際とその後、年1回、医師による健康診断(その他6カ月に1回、常時有害な業務をしている労働者への健康診断もあります。)を行わなければなりません。

### ●割増賃金

時間外労働には25%増し、休日労働には35%増し、深夜労働(22時～5時)には25%増しの割増賃金を支払わなければなりません。サービス残業は違法です。

### ●解雇・退職

解雇を行う際には会社は少なくとも30日前に解雇の予告をする必要があります。予告を行わない場合には、30日分以上の平均賃金(解雇予告手当)を支払わなければなりません。